

## 相模川・小出川水面等利用者協議会 設立趣意書

平成 23 年 11 月 29 日

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所  
神奈川県藤沢土木事務所

相模川は山梨県の山中湖を水源とし、神奈川県中央部を南下して相模湾に注ぐ一級河川です。

相模川の広大な河川敷は、水辺の楽校等自然環境教育、スポーツやレクリエーションなど地域住民の憩いの場として広く一般に利用されています。また、相模川河口部は、豊富な漁場とプレジャーボートや水上バイク、ウィンドサーフィン等の利用空間となっています。

こうした多様な利用が行われている一方で、相模川の河川区域は全体の約 5 割が堤外民地であるため、民間のグラウンド、マリナー、ゴルフ場や農耕地等に利用されていますが、河川区域内への車両の進入があることなどから堤外民地における不法投棄、不法盛土や土地所有者による工作物の設置等の不法行為への対応が課題となっています。

河口部の水面利用においては、プレジャー目的の水面利用が活発化するにつれて、プレジャーボートの不法係留、事故の発生、利用者間のトラブルや漁業、地域住民など生活環境へ与える影響が問題となっています。

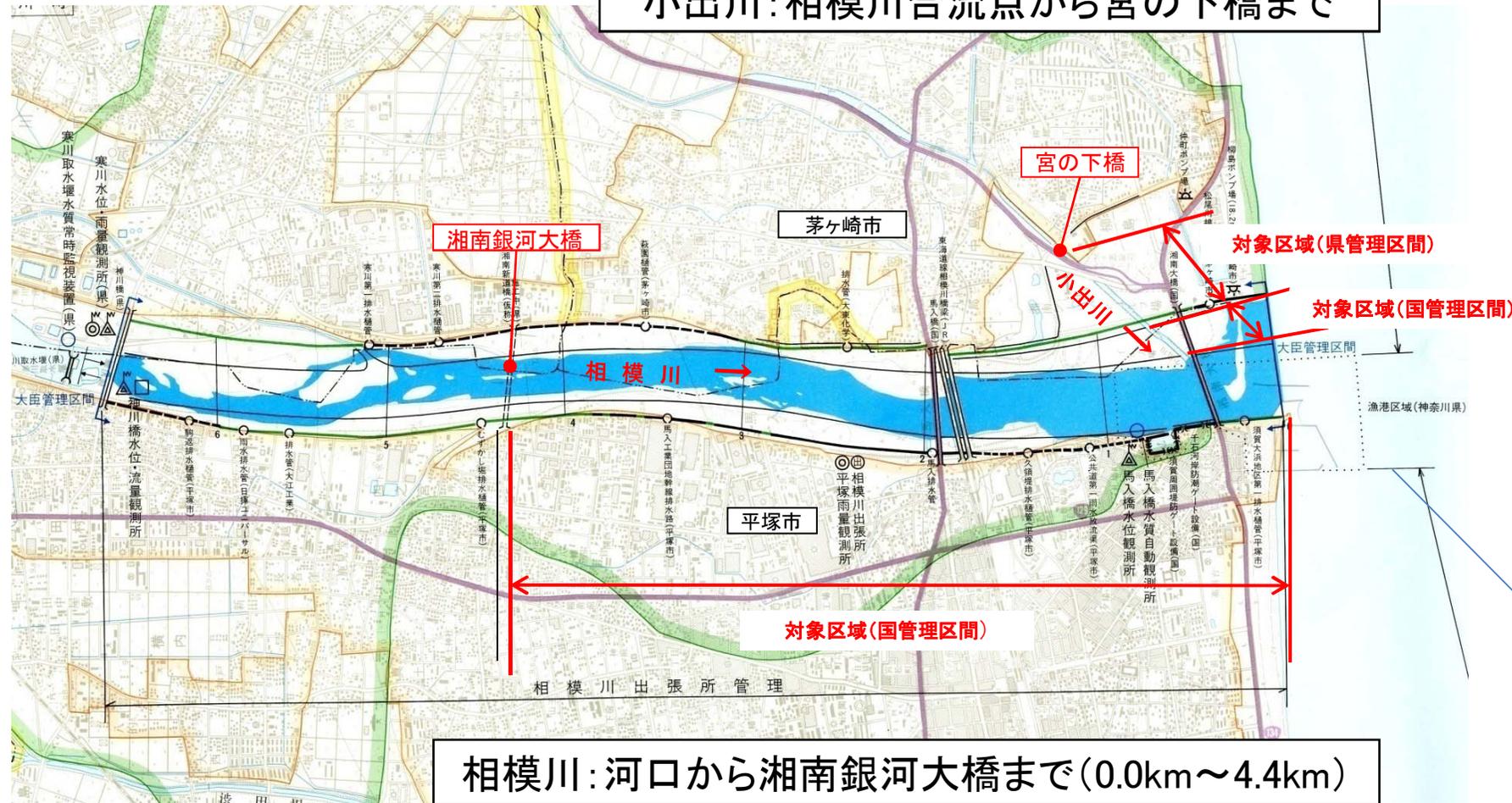
また、近年では台風や集中豪雨による河川の増水が全国各地に甚大な洪水被害をもたらしていますが、相模川も平成 19 年台風 9 号、平成 23 年台風 15 号により近年類のない水位の上昇が記録されており、洪水時に不法係留船による河川管理施設等の損傷が発生するなど治水上の課題が顕在化しつつあります。

これら不法係留船の問題は全国的な課題であるため、国土交通省では平成 10 年 2 月の河川局長通達「計画的な不法係留船対策の促進について」により、神奈川県では平成 10 年 11 月から施行の「神奈川県プレジャーボート対策要綱」及び平成 14 年 4 月から施行の「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」により不法係留船対策を推進してきたところです。

このように安全な河川利用のためのマナーの周知やルール制度化、不法係留船対策を進めることが求められていることも踏まえ、両河川における水面の安全かつ快適な利用、流水面特有の環境機能の維持・増進及び水面・水際利用に良好な空間の実現を図るために、河川管理者である国土交通省京浜河川事務所と神奈川県藤沢土木事務所が連携して、学識者・沿川自治体・警察・水面利用者・地域住民で構成される「相模川・小出川水面等利用者協議会」を設置するものです。

# 【協議会検討対象区域】

小出川: 相模川合流点から宮の下橋まで



相模川: 河口から湘南銀河大橋まで(0.0km~4.4km)